明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○輸入貿易管理規則等の一部を改正する省令（経済産業五〇）　二
〔告　示〕
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき登録の公示をした登録外国適合性評価機関の住所変更に関する件
（総務一三三）　二
○計算担当機関の指定に関する件
（同一三四）　二
○日本国に帰化を許可する件
（法務一三三）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一一二）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の口上書の交換に関する件
（同一一三、一一四）　四
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の口上書の交換に関する件
（同一一五）　四
○キゴマ港改修計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一一六）　五
○保安林の指定をする件
（農林水産一五〇七～一五一四）　五
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（同一五一五）　六
○平成二十一年経済産業省・国土交通省告示第四号の一部を改正する件
（経済産業・国土交通四）　六
○道路に関する件
（近畿地方整備局八八）　七
〔人事異動〕
内閣　船舶活用医療推進本部事務局　七
内閣府　法務省　財務省　愛知県　福岡県　沖縄県　静岡市　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一七

省　令

○経済産業省令第五十号

輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）及び輸出入取引法施行令（昭和三十年政令第二百四十四号）を実施するため、輸入貿易管理規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月五日

経済産業大臣　齋藤　健

輸入貿易管理規則等の一部を改正する省令

（輸入貿易管理規則の一部改正）

第一条　輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公表の方法） **第一条**　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第三条第一項の規定による経済産業大臣の公表は、官報及び通商弘報に掲載することによつて行う。	（公表の方法） **第一条**　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第三条第一項の規定による経済産業大臣の公表は、官報、経済産業公報及び通商弘報に掲載することによつて行う。

（輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令の一部改正）

第二条　輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令（昭和三十年通商産業省令第五十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事務の処理） **第四条**　（略） 2　前項の輸出組合の名称及び当該事務を処理する事務所の所在地並びに当該承認の基準（その輸出組合に承認に関する事務を処理させることとする場合に限る。）は、官報に公示するほか、通商弘報に掲載するものとする。	（事務の処理） **第四条**　（略） 2　前項の輸出組合の名称及び当該事務を処理する事務所の所在地並びに当該承認の基準（その輸出組合に承認に関する事務を処理させることとする場合に限る。）は、官報に公示するほか、経済産業公報及び通商弘報に掲載するものとする。

（輸出入取引法施行規則の一部改正）

第三条　輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公告） **第七十三条**　輸出入取引法施行令（昭和三十年政令第二百四十四号。以下「令」という。）第七条第一項又は第二項の規定による負担金の額及び徴収の方法又は財産目録、貸借対照表及び損益計算書の公告は、官報（公告を官報のほか法第十五条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした輸出組合にあつては、これらの方法による公告）及び通商弘報に掲載することによって行わなければならない。	（公告） **第七十三条**　輸出入取引法施行令（昭和三十年政令第二百四十四号。以下「令」という。）第七条第一項又は第二項の規定による負担金の額及び徴収の方法又は財産目録、貸借対照表及び損益計算書の公告は、官報（公告を官報のほか法第十五条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした輸出組合にあつては、これらの方法による公告）、経済産業公報及び通商弘報に掲載することによって行わなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。